

事業所名

障害者活動センターキックオフ

支援プログラム（参考様式）

作成日

2024 年

8 月

1 日

法人（事業所）理念		個人が人間として生まれ老いて死を迎えるまで人間として尊ばれ、心身共に健やかで、生まれてきてよかったと実感できる環境をつくるために、福祉の分野を通して希求します。								
支援方針		1、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることが出来るよう、当該児の心身の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとします。 2、障害児または障害児の保護者の必要なときに必要な放課後等デイサービスの提供が出来るよう努めるものとします。 3、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。 4、前3項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法施行条例」（平成24年埼玉県条例第68号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。								
営業時間		9 時	0 分	から	17 時	0 分	まで	送迎実施の有無	あり	なし
支 援 内 容										
本人支援	健康・生活	健康な心と体を育て自ら健康で安全な生活を作り出すことを支援します。意思表示が困難である子どもの障害の特性及び発達の過程等に配慮し、小さなサインから心身の異変に気づけるよう、きめ細かい観察を行ないます。 食事、排せつ、睡眠等の基本的な生活のリズムを身に付けられるよう支援します。 身の回りを清潔にし、食事準備片付け、衣類の着脱、排泄等の生活に必要な基本的技能を獲得できるよう支援します。								
	運動・感覚	姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ります。保有する視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援します。								
	認知・行動	物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援します。 数量、形の大きさ、重さ、色の違い等の習得のための支援を行ないます。 認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう支援し、認知の偏り等の個々の特性に配慮し、こだわりや偏食等に対する支援を行ないます。								
	言語 コミュニケーション	具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつける等により、体系的な言語の習得、自発的な発声を促す支援を行ないます。 話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出する支援します。 障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行ないます。								
	人間関係 社会性	遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを支援します。 感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援します。 囲に子どもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援します。 大人を介在して自分のできること、できないことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるように支援します。 集団に参加するための手順やルールを理解し、遊びや集団活動に参加できるよう支援します。								
家族支援		その日に取り組んだことなど連絡帳を通し、共有します。 気になることがあれば保護者に報告し、聴き取りを行います。 子どもの発達上の課題についての気づきを促し、家庭と連携してその後の支援に取り組めます。 関係者・関係機関との連携による支援体制を構築します。				移行支援		必要に応じて、学校でのお子さんの様子を見学したり、学校の先生等とお子さんの様子や支援方針について、情報共有したりします。		
地域支援・地域連携		地域の公共施設を利用し、地域資源を活用します。 生活介護事業所や保育園・学童等と交流を行ってゆきます				職員の質の向上		職員会議内において発達支援に関する学習・研修を行います。 外部研修を受講し、こどもの特性に応じた対応など、職員の資質向上に努めます。		
主な行事等		季節ごとの取り組み（初詣、節分祭、七夕、十五夜、クリスマス、お誕生会/各月）を行ってゆきます。 開校記念日や県民の秀の遠足								